

イングランドにおける後期封建制度 —リッチモンドシャーの場合¹

アンソニー・ポラード

ティーズサイド大学

日本の社会では、伝統的に公家と武家が別々の社会階層を成していた。これは、中世ヨーロッパでは決して見られない状況である。イングランド王国の有力者たちは、戦士であると同時に貴族でもあった。彼らは自らが仕える王のために戦い、宮中会議に出席していた。王室と管区の間には、特に王の側近や最も信頼の篤い家臣が果たす役割に絡んで、ある種の緊張があったかもしれないが、原則として、主要な領主が宮廷から蔑ろにされることはなかった。実際、大領主は宮中会議に出席するものと考えられていたし、彼らは、例えば幼くして即位したRichard IIの場合のように、政治的危機の際には、新興勢力ではなく、自分たちこそ政府の中心的存在になるべきだと主張した。つまり多くの場合、戦士、貴族、官僚の役割が一つになっていたのである。かくして、後に話をすることになるボルトンのScrope卿リチャードは、Richard IIの時代における騎士の鑑であり、宮廷の誉れであり、さらに政府の高官でもあった。一方、聖職者や高位の英国教会信者は、行政を担当し、王室礼拝堂に人材を配置していたことから、帝都に住み天皇に仕えていた日本の貴族に相当する存在と考えられるかもしれない。彼らは確かに独自の階級を構成していた。しかし、戦士と全く別の存在というわけでもなかった。高位聖職者の中には、Richard II統治時代におけるノーリッジのDespenser司教のように、軍隊の指揮にあたる者もいたからだ。また、Durhamという教区はパラティネートとして、聖俗に跨る権威を備えたプリンス・ビショップによって統治されていた。そしてプリンス・ビショップの印章の一面には、国王のそれと同様、戦士としての姿が描かれていた²。

日本の場合と異なる点としては、この他、中世イングランドでは大地主が戦士として活躍していたということもあげられる。かつて、馬上戦のスペシャリストたる騎士は独自の規範に従う存在として、広大な封土の領主とは明確に区別されていた。しかし12世紀になると、国内の領主と地主は、文字通りナイトの称号を授かったという意味で、また文化的には騎士道に従ったという意味で、騎士そのものになっていた。例えば14世紀中期以降、イングランドの領主にとって、国王直轄のエリート部隊であるガーター勲爵士団の一員になることは、何より名誉なこととされていた。独立した存在であった日本の武家とは違い、騎士階級は、社会的権力や権威と不可分の関係にあった³。中世イングランドにおける騎士社会の構造は、これを的確に表現する言葉が他にはないため、封建制度と言われている⁴。封建制度は、王国が戦争に備えるために導入し発展させたシステムとして理解されている。土地を与えられる見返りに、強大な土地保有者（直属受封者）は、自らの支配下にある騎士と共に国王に奉仕する。さらに土地保有者は、封臣たる騎士に対する見返りとして、彼らに家来を与える。征服王ウィリアムは、1066年以降、直属受封者だけでなく、封臣も国王が支配できるような制度を作り上げ、隣国

フランスの国王を羨ましがらせた。このように、イングランドの封建王国は、11世紀末の時点で、フランスに比べると中央権力の強さが際立つものとなっていた。というよりも、むしろフランスにおけるほど権力が分断されていなかった、と言ったほうがいいかもしれない⁵。

しかし時が経つにつれて、軍役奉仕に基づく封建的なつながりは弱くなっていく。ある意味、これは封建制度の構造自体がもたらした結果と言えよう。まず、封臣に与えられた土地は不可譲のものであった。時代が進むと、土地を最初に譲り受けた騎士の子孫の中には、「中間領主」、つまり土地を付与した上位の領主と直接のつながりを持たない者が出現する。当時は長子相続制だったため、男系が途絶えると、騎士の封土は分割された。また13世紀には、騎士はすでにジェントリーへと姿を変えていた。つまり、戦うことを生業としていた者たちが、それほど大きくはないものの、土地を所有する貴族になったということである。そのため、兵を集めることがそれまでと比べて簡単ではなくなり、軍隊の規模が大きくなり、戦費が倍増した。かくして、軍役が数字に置き換えられ、税金として集められた金が、軍費、特に国内外で徴集された歩兵軍のために利用されるようになったのだ。しかし何より重要なのは、エドワードIの統治時代（1272-1307）、王が直属受封者に対し、軍役奉仕を正式な契約の下に求めるようになったことである。つまり、騎士は封建的な義務としてではなく、報酬に対する見返りとして王に仕えるようになったのだ。契約による軍役というこのシステムは、エドワードIIIの時代にイングランドで完成し、それによって軍事的必要性は、封建制度の存在根拠ではなくなった。

本稿は、14世紀ならびに15世紀のイングランドにおける後期封建制度について論じたものである。19世紀以降、^{バスタード・フェーダリズム}「擬似封建制度」という概念に議論が集中してきた。「擬似封建制度」の名付け親Charles Plummerは、当初、契約による軍役というシステムについて、封臣に土地を永代授与する代わりに、報酬契約に基づいて家臣を終身雇用するものとして説明し、封建制度の衰退をもたらしたものと位置づけた。そして、中世後期の諸問題、すなわち官僚の混乱、権力の濫用、そして「強大な力を持った家臣」の墮落の原因が、この擬似封建制度にあると主張した⁶。

このような否定的な見解に対し、20世紀の歴史学者は、様々な角度から反論を提示した。まず、契約に基づく家臣の雇用は、実際にはそれほど広範なものではなく、主として軍務に限られていたことが分かってきた。またK.B.McFarlaneは、かつて契約に基づく家臣の雇用が原因とされていた権力の濫用について、それが実際には王権の弱体化に因るものだったとしている。つまり、原因は強すぎる家臣にではなく、弱すぎる国王にあったのだ⁷。かつては不安定だと考えられていた奉仕に基づくつながりも、安定性をもたらすものとして考えられるようになった。移り気で計算高いとされていた家臣は、多くの場合、領主に忠実で、献身的に尽くしていたことが分かった。さらに、契約に基づく家臣の雇用、つまり齒形捺印証書に基づく正式な奉仕契約は、社会の様々な関係—領主と土地所有者の関係を含む—を背景として評価されるようになった。そうして、契約に基づく家臣の雇用は、小規模で、しかも特殊な奉仕形態に過ぎないことが明らかになったのだ。人目を引くが、一番重要というわけではないのである。さらに、研究によれば、家臣に対する終身年金を現金で支払う制度の開始は、14世紀初頭と考えられている擬似封建制度の台頭より以前の、1140年まで遡ることが明らかになって

いる。つまり、かつては封建制度と擬似封建制度が両立していたのだ⁸。

中世後期のイングランドにおける政治的・軍事的社会について20世紀に行われた議論は、擬似封建制度の性質と意義をめぐる論争に明け暮れたといっても過言ではない。封建制度の名残は消え去ることがなかったが、それらは時代錯誤の存在と考えられていた。その意義はほとんど無視され、興味を持つのは骨董商だけというありさまであった。Helen Camは後期封建制度について論文を書いているが、彼女の関心は、封建制度の残り火にではなく、もっぱら制度の衰退にあった⁹。フランス同様、イングランドには、国王の令状が効力を制限される大小の領主特権領が数多く存在していたことを考えると、古い関係が評価されないことは興味深く映るかもしれない。しかも、イングランドでは地域間の相違が著しく、比較的早い時期にイングランド王国の首都となったウェストミンスターから離れば離れるほど、その傾向は強まっていく。首都の遥か北、スコットランド王国との唯一の国境まで来ると、その相違は極めて顕著である。また、Michael Hicksが言うように、封建制度と擬似封建制度の名残は、国境地帯に近づくほど色濃い¹⁰。北部研究を専門とする歴史家は、北部地域に生き続ける封建制度にたびたび言及している。しかしその論評は、流行遅れだといった曖昧な表現に終始し、すこし厳密に言ったところで、偉大な領主に牛耳られていたという程度であり、理論的なものではなかった。しかも彼らの言及は、中央の効果的な支配をこの地域まで拡大するという計画をチューダー王朝が推し進めた16世紀に関するものなのだ。16世紀に限って言えば、例えばM.E. James、Bernard Beckingsale、Steven Ellisの論文によって、現在に至るまで活発な議論がなされている¹¹。しかしながら、11世紀や12世紀に確立された封建制度、その制度や関係の名残が実際に社会に影響を及ぼし続けてきた可能性については、ほとんど論じられてこなかった。本稿では、現代に続く封建制度の意義、そして封建制度の名残と14世紀から15世紀にかけて存在した擬似封建制度との関連について考察する。その際、ある特定の地域、つまり重要な国境地域に注目することにする。そうすることで、封建関係は、後から登場した擬似封建関係と並行して存在していたことが明らかになるであろう。現存する資料や特殊な政治状況のおかげで、北部のある地域について詳しい検討を行なうことができた。その地域とは、ヨークシャー州北西部のリッチモンド・カウンティ、つまり、15世紀にはリッチモンドシャーとして知られていた場所である。

リッチモンドシャーは、リッチモンドという直接受封者所領の中心であった。ウア川とティーズ川に挟まれた5つのワペンティク（行政区の単位）からなる地域で、高台にリッチモンド城がそびえている。リッチモンドの街は「seignorial borough」、つまり領主が支配するバラ（城市）であり、伯爵は封土の地代を徴集していた。直接受封者所領の多くは細かく分断されていたが、伯爵は一続きの広大な特権領を所有していた。「county」とはフランス語で「伯爵の特権領」という意味であり、この点で、ここはまさしく「カウンティ」だったと言える。中世後期の「特権領」として、この地はラテン語の「comitatus」（「州」の意味）として、また英語ではリッチモンドシャーとして知られるようになったようだ¹²。この街の大きさは、伯爵が同じく直接受封者所領を保有していたケンブリッジシャーとほぼ同じだった。ただし、ケンブリッジシャーの方には、いくつかの直接受封者所領が点在していた。また、イーリーとい

う教会の小さな特権領に限ってはそうでもないが、中世後期のケンブリッジシャーにおいて、封建制度は、土地所有者としての領主の存在を意味しているにすぎなかった。リッチモンドシャーが、イングランド北部で唯一の特権領というわけではない。事実、ノーサンバーランドやカンバーランド、ウェストモアランド、ヨークシャーといったカウンティには、国王が定めた州奉行の管轄を外れた地域が多数存在した。王権州としての権限を持ち、しかももっとも有名なのは、Durhamという教会の特権領である。ここはリッチモンドシャーとほぼ同じ大きさだが、北部のヘクスサムシャー（Hexhamshire）と同様、その宗教上の立場により、政治的にはリッチモンドシャーとは違った性格を有している¹³。

リッチモンドシャーは、世俗の特権領の中でもっとも重要であった。世俗の者による封土の所有は複雑になりがちだが、ここはブリタニー公爵という不在領主が代々所有していたため、国王にとって、そうした意識がやや希薄だった。ここで少し、国王とブリタニー公爵の関係について触れておいたほうがよいだろう。そうすることで、なぜリッチモンドシャーで頻繁に不動産復帰が行なわれ、そして中世後期、その事実上の支配権がイングランドに移ったかが分かるからだ。その過程は複雑なものだったが、だからこそ、直接受封者所領としては珍しく、リッチモンドには、わずかながらも封建関係に関する貴重な証拠が存在し、それを基にして、擬似封建時代においてもリッチモンドでは依然として重要であり続けた封建制を評価することができるのだ。

百年戦争に伴う緊迫した外交関係が14世紀の領地を決定したといっても過言ではない。まずは、子供に恵まれないまま、1341年に死亡したジョンⅢから話を始めることにしよう。公爵が所有していたイングランド内の土地はエドワードⅢの手に戻り、エドワードⅢは、1342年に、2歳の息子、ジョン・オブ・ゴントにリッチモンド伯の地位を授けた。エドワードⅢはこれと同時に、彼と権利を争う者の一人、ジョン・ド・モンフォートの主張にも一理あると考へ、その後17年間にわたって、彼の後継者のために、公爵領の確保に専心する。ところが、ブリタニー公爵ジョンⅣとイングランド国王との関係は、決して単純なものではなかった。公爵領の保有をめぐるライバルの野心に絶え間なく脅かされていたジョンは、安全確保のためにはフランス王と和解することもやむなしと判断する。1360年代後半のことであった。ところが1372年、彼はイングランドの地に戻ると、エドワードⅢの娘、メアリーと結婚し、ゴントがしぶしぶ譲ってくれたリッチモンド伯爵の地位を授かることになる。その調印が済むや否や、ジョンは公爵領から追放され、その後6年間の大半をイングランドに潜伏して過した後、1379年にブリタニーへと戻ってくる。ところが、彼は1381年に再び変節を遂げ、リッチモンド伯爵の地位を剥奪されてしまう。やがてリッチモンドはリチャードⅡの妻、ボヘミア出身のアンの手にはゆだねられる。1394年に彼女が亡くなると、リチャードⅡがジョンとの間で新たな同盟関係を結ぶための道が開かれる。そして1398年、両者はリッチモンドの返還を盛り込んだ条約に調印するのである¹⁴。

1年後、平穏状態に終止符を打つような2つの出来事が起こった。ジョンⅣが亡くなり、ヘンリーⅣがイングランド国王となったのだ。おそらく父の望みを尊重してのことであろう。彼は爵位を維持する。その後、1457年にヘンリーⅥが異父弟のエドモンド・チューダーにリッ

チモンド伯爵の称号を授けるまで、この直接受封者所領での収入と封建的権利は、国王の主だった支持者たちに与えられた。リッチモンド・カウンティ、つまりリッチモンドシャーは、一時的にヘンリーVIの叔父、ベドフォード公爵のジョンの所有となった1425年から1444年までの期間を除き、ミドルハムのネヴィル家の事実上の封土となった。ジョンIVの死後9年を経て、リッチモンドはネヴィル家の手に戻り、若きネヴィル一族が受け継いでいった。最初はソールズベリー伯リチャード、続いてその息子で、ワーウィック・ザ・キングメーカーとして知られるリチャード、その死後は彼の政治的継承者、グロースター公リチャード、すなわち将来のリチャードIIIへと受け継がれるのだ。エドマンド・チューダーと息子のヘンリー・チューダーは、1485年にヘンリーがリチャードIIIを破り、ヘンリーVIIとしてイングランドに君臨するまで、伯爵領、とりわけリッチモンド・カウンティを領有することができなかった¹⁵。

以上、大変複雑な話だが、伯爵、言い換えればカウンティの譲受人とリッチモンドシャーという社会の封建関係の意義を考えるうえで押さえておく必要がある。まず、14世紀後半における所有権の移動、およびランカスター家とモンフォート家の間での訴訟ならびに反訴から、いかなる権利、特権および収入が発生するのかという問題が繰り返し持ち上がった。かくして、直接受封者所領に関するまとまった資料が作成され、厳重に保管されることになったのである。そのうちの1つが、1722年に骨董商Roger Galeによって出版され、現在はBritish Libraryに保管されている、Registrum Honoris de Richmondというものである。これはリッチモンド・カウンティの、1400年を挟んだ数十年間に関する資料である¹⁶。他にも、ナントのArchives de Loire-Atlantiqueに行けば、“Le Livre des Domaines”を閲覧することができる。これは1398年、ジョンIVがリッチモンドを最終的に奪還したときに行なった調査の記録である。内容は、カウンティの行政区分である「区」の詳細、「区」が支払うべき負担金の明細、ならびに封建的土地所有者の勘定書などである。また1398年については、公爵の収入源である直属地内の不動産の範囲が明らかにされている¹⁷。

リッチモンドシャーの領有を望む者は、同カウンティを、何よりも魅力的な収入源として見ていたに違いない。1398年、リッチモンドには8つの荘園、4つの村、2つの山林およびバラ（城市）があったが、それらは合わせて年間460ポンド以上の収入を生んだ。これ以外にも、伯爵は、商品がカウンティや「区」を通過する際の通行料、負担金、その他の封建的課税から収入を得ることができた¹⁸。しかも彼には、令状返還権があった。つまり、ヨークシャーの州奉行はこのカウンティから排斥されたというわけだ。本来州奉行が行なう巡回裁判は、5つのワペンイクを担当する代官が代行した。財政上、封建制度からもたらされる収入はそれほど重要ではなかった。例えば、1398年では全体の5%にも満たない。ただし、15世紀前半に土地収入が少なくなると、この割合は大きくなった¹⁹。しかし封建的賦課金は、その財政上の価値とは不釣り合いなほどの重要性を有していた。

リッチモンド・カウンティには62の騎士領があった。つまり、当初の伯爵が、62人の騎士に土地を譲渡したというわけだ。伯爵の封臣となった騎士たちは「新」リッチモンド城の警護を担当し、様々な機会に、相続上納金、上納金などを領主に支払った。城を警備する期間は1年に2ヶ月とされ、各騎士が城壁の一区画を、代を継ぎながらもった。しかし14世紀後半

になると、本人が直接警備にあたることはなくなる。封建的召集は、城郭警護税 (wards and fines) の1年ごとの一括払いに取って代わられたのだ。また、最初に領地を与えられた62人の騎士のうち、1398年の時点で子孫がその地を受け継いでいたのは、28人に過ぎなかった²⁰。

さらに、再下封が行われ、騎士領は3つの封土に分けられた。治安官の封土 (Constable's fee)、ミドルハム封土 (Middleham fee)、およびマーミオン封土 (Marmion fee) である。この中でもっとも大きい治安官の封土は、もともと世襲制の城守のためのものであったが、1320年から21年の間に、Geoffrey Scrope卿が購入した。しかし最終的に、この土地は、ボルトンとマシャムという、Scrope一族の2つの分家で分け合うことになる。リチャードIIの時代の記録によると、両家で13の騎士領を分け合い、過半数をマシャムの分家が獲得したことになる。ミドルハム封土は、これに比べると幾分狭かった。現存する記録によれば、ヘンリーIVの時代、6つの騎士領を43人が転借していたということである。城郭警護税は各自がネヴィル家に納めていた。封土からの総収入は、自由地代その他の雑収入を含めて年間約12ポンドに上り、そのうちの2ポンドは、ハングウェストというワペンテイクの代官に与えられた。マーミオン封土 (Marmion fee) は初期の頃の受封者の名前にちなんでこう名づけられたが、14世紀半ばにはフィッチュー家 (Fitzhughs) が領有するようになり、規模は3つの封土の中で最小である²¹。

ボルトンのScropeが領有した荘園の1つに、クロフト・オン・テーズがある。1440年の時点で、主たる転借人はジョン・クレルポーであった。彼は騎士領の半分を領有し、Scrope家に支払った地代と負担金は、2シリング 11ペンスに達した。彼の他には、自由受封者が5人おり、彼らはわずかな金を払うか、あるいは真夏になると矢尻に棘のついた矢か薔薇を納めていた²²。カウンティでは地代の多くが現物で支払われ、矢や薔薇の他に、胡椒やクミンなどが供されることもあった。封地の領主は、こうした賦課金を徴収し、年度ごとに決算を行わせるために専従の家臣を置いていた。中世後期の会計と同じく、封建的土地保有者の請求は多岐におよぶことがあった。例えば、マーミオン封土 (Marmion (フィッチュー) fee) の所有者は、城郭警護税 (封土保有付随負担金、fines and wards)、自由地代、不動産復帰、および貴族として所有する土地から生ずる利益を受け取ったが、これ以外にも受封者の一部から独自に地代を徴収することができ、15世紀初頭には、新たに、リーミングにある鍛冶工場の地代の徴収も行なうようになった²³。担当は世襲か、少なくとも同族で行なうことが慣わしになっていた。例えば、マーミオン封土 (Marmion fee) ではフォックスホール家、ミドルハム封土 (Middleham fee) ではウェルデン家という具合である²⁴。再下封が行われたために、カウンティの封建的構造は複雑になった。この影響は、伯爵、中世後期には国王に代わる不在地主、ブリタニー公爵だけでなく、再下封後の封土を所有する三貴族、すなわち、Scrope家、ネヴィル家、フィッチュー家にも及んだ。

封建的な権利が永きにわたって意味を持ち続けたことを示す例がいくつかある。1つは、様々な料金を徴収し、記録を残すということに対する関心の高さだ。国王やブリタニー公爵による記録だけでなく、フィッチュー家の記録も多く残っている。フィッチュー家の記録には、封建的土地保有者の勘定書の他、自由土地保有者の訴訟を取り上げるため (ちなみに、年間2ポンド

ド程度の定期収入をもたらす)、タンフィールド(本来、封土の中心であったと考えられる)近郊のゾーンバラで年間17回(3週間に1回)ほど開かれた、荘園裁判所での封土に関する審理の記録などが含まれている。ネヴィル、フィッチュー、Scropeには、封建的受封者の記録を残しておく必要があった。不動産復帰や後見権に絡んで思わぬ利益が転がり込む可能性があったからだ。1417年から18年にかけて、フィッチュー卿ヘンリーは思わぬ幸運を手にした。彼は2人の相続人の後見を行ない、ジョン・ラトン(John Laton)とマーマデューク・エグゼルビー(Marmaduke Exelby)という未成年者の婚姻権を総額49ポンドで売却することができたのだ²⁵。封建的権利の恩恵に浴していたのは王だけではなくというわけである。1465年、Scrope卿ジョンは、クロフツの直属地すべてを最大の受封人だったリチャード・クレルボーに売却したのだが、その際、荘園の領有権に加え、騎士の奉仕によって維持されている土地についての自由地代、負担金、城郭警護税を手放さなかったのも、そのためであろう²⁶。

しかし封建的な権利は、物質的な面だけでなく、儀式的・象徴的な意味でも重要であった。真夏になると矢尻に棘のついた矢や薔薇を伯爵やその代理人に納めるという行為は、毎年の恒例行事のようなものであった。封土の所有者Scrope卿、それに続いてウェストモールランド伯ラルフも、リッチモンドに伯爵が所有する城に対抗して、ウェインズデールから数マイルしか離れていない場所にそれぞれ大きな城を築いたことは、偶然ではない。Scrope卿リチャードは、1378年から96年にかけて、戦争や日ごろの職務から得た莫大な利益で、近代的な要塞の如き城を築いた。この城は、ウェインズデールの中心に築かれた彼の存在の証であるだけでなく、彼に素晴らしい住まいを提供してくれた。これに負けじとばかりに、ウェストモールランド伯、ラルフ・ネヴィルは、1397年にジョン・オブ・ゴントの娘、ジョアン・ポーフォートと婚姻した後、ミドルハムにあった城を、自らの結婚生活にふさわしい城へと20年かけて改造したということだ²⁷。ただ、ヘンリー・フィッチューだけは、こうした競争に加わらなかった。彼は、イングランドにおける修道院の建設に力を注いだのだ²⁸。

Register of the Honourとして知られる文書に記載された、リッチモンドの騎士領や城郭警護のリストの中には、城の平面図に、各警護者の持ち場をそれぞれ旗で示したものもある²⁹。それが描かれたのは、2ヶ月間の城壁の警護を実際に行なう者がいなくなって、すでに何年も経つ頃であった。警護の配置図に美しい紋章があらわれているのを見ると、その任務が名誉なことであり、それを特権として受け継いだ28人のジェントルマンが、富の程度に差はあるものの、いずれも地元社会における高い地位を誇りに思っていたことがうかがわれる。リッチモンドシャーで城郭警護税(wards and fines)を支払っているということは、隣人よりも優れているという証しであった。

しかし、象徴的な意味合いが強かったにせよ、主だった封建受封者に城の警備が義務として課せられていたという事実からは、彼らに依然として軍役の負担が期待されていたことがうかが分かる。1398年、ブリタニー公、ジョンIVは、カウンティの調査を行なう代理人に対し、土地保有者を明確に特定するよう命じた。その結果、土地保有者は、臣従の誓いによる者(騎士領所有者)、忠誠による者(自由土地保有者)、および「土地保有者を示す杖による」者(自発的土地保有者で、土地を数ヴァーゲート所有する者)に分類された。しかし代理人の報告に

よれば、彼らは伯爵に対して、臣従の誓いを行なわなかったというのだ。これは、伯爵やその相続人にとって重大な不利益となる。臣従の誓いができないのは、国王の側近中の側近、ウィルトシャー伯、William Scropeのせいだと彼らはほめめかした³⁰。実際、彼らの言う通りだったのかもしれない。と言うのも、自らの臣下が外国の勢力、とりわけブリタニー公に忠誠を誓うことを許す国王などいるはずはないからだ。なにせ、ブリタニー公と言えば、変節ということにかけては誰にも負けない人物なのだから。このような理由から、彼自信の野心を実現するために、或いはフランス国王をイングランドから守るためであっても、リッチモンド・カウンティで兵力を整えることは許されない状況であった。

しかし、国王が爵位を自ら保持したため、そのような危険性はなくなった。実際、リッチモンドシャーの騎士を集めるのは、国王の代理人の仕事ということになった。この代理人は、常に3人の封土保有者の1人が務めていたようだ。ジョン公爵自身は、追放を受けて、イングランドで厳重な看視の下に暮らしていた1373年から79年の間に、Scrope卿と懇意な関係になったと見られる。この人物はボルトン城を築き、1378年から80年まではイングランドの大法官を務めた名士で、広く尊敬を集めていた。1398年、彼は治安官であると同時に、国王の執事でもあった³¹。しかし、国王が伯爵の地位を剥奪した1381年以後、しばらくの間、フィッチュー卿が城とカウンティの賃借人となり、433ポンド6シリング8ペンスを支払った³²。しかし最終的に勝利したのは、ウェストモアランド伯、ラルフ・ネヴィルである。彼は1388年にミドルハム封土を相続し、妻のジョアン・ボーフォートと子供たちにこれを分与し、さらに、1399年には国王と姻戚関係を結んだのだ。彼は1399年から1425年に亡くなるまでリッチモンドシャーの領有権を保有し、その後は息子と孫にそれを受け継がせた³³。

代々のネヴィル家が、リッチモンドシャーの封建的土地保有者を結集し、国王のために果たした軍役には様々な形態があった。例えば、1403年および1405年には国王を反乱軍から守っていた。あるいは1417年や1436年のように、フランスへ出兵させたこともある。また、これが一番重要なのだが、西部地域の長として、スコットランドとの国境警備に兵を派遣することもあった。中世後期のイングランドでは、土地保有者が兵力の圧倒的割合を占め、特に国防のために、また内乱の際に活躍した。軍記物の中にかがえ、現存する家内記録によって確認できるのは、薔薇戦争では土地保有者が召集されたという事実である³⁴。これは従来、地主による権力の行使と解釈されていたが、それだけではなく、封建的義務でもあったのだ。リッチモンド・カウンティでは、すべての土地保有者、ならびに伯爵に代わる3つの封土の保有者を、土地保有条件によって召集することが可能であった。事実上、リッチモンドの譲受人は、カウンティ内で封建的召集をかけることができたのだ。通常、奉仕を行なう者は、対価として報酬と補償を受け取った。例えば、1448年、フィッチュー卿は、ミッケルトンの土地保有者がスコットランドと戦ったことに謝意を示した。しかし、土地保有者は、自らの義務だったからそうしただけのことなのだ³⁵。

イングランドを守るためにスコットランドと戦うことは、西部地域の長としての、ミドルハムの領主の義務なのだ。ここで、契約に基づき雇用された家臣に話を戻してみる。西部地域の長には、この点を視野に入れて家臣を雇い入れることを認められたからだ。だいたい1457年

から58年、1464年から65年、そして1473年から74年までの、ミドルハムの領主から金銭を受け取った者による記録が残されているのだが、それによれば、領主が負担し、契約に基づく家臣に支払われた料金が20種類ほどあった。そこに記された家臣の顔ぶれは毎回異なっていたが、いずれも同じジェントリー出身者やカウンティの土地保有者で、彼らは本来伯爵などが有していた徴収権を手に入れるようになる。これら3つのグループの家臣および彼らが契約に基づいて奉仕を義務付けられた領主（ソールズベリー伯リチャード・ネヴィル、ワーウィック伯リチャード・ネヴィル、およびグロチェスター公リチャード）を結び付ける決定的な要素が、コニヤーズ家の果たす重要な役割であった。この一族を率いていたのは、1457年から58年にかけてはクリストファー、それ以降が息子のサー・ジョンという人物であった。二人は共に、ミドルハムとリッチモンド、ならびに監督下にあるワペンティクの執行官管轄権区で、執事と治安官を兼ねていた。また、ミドルハム（ミドルハム封土を含む）およびリッチモンド・カウンティの統治において鍵を握る人物でもあった。カウンティの譲受人の副官として、彼らは伯爵の権限を行使した。彼らは、一族や隣人を、雇用契約に基づく家臣として自分の周りに置いたが、その主な役目は、西部地域を管轄する領主に奉仕すること、特に戦争の恐れがある場合に、兵力を提供することだった³⁶。擬似封建制度は、こうしてリッチモンドの伝統的な封建構造全体に浸透していった。

彼らやその従者が集められたのは、もっぱらスコットランドから国土を守るためだったが、1455年から71年にかけては、内乱の際にも派遣されるようになった。その際は、国王のために戦うことも、逆に国王を相手に戦うこともあった。例えばネヴィル家がヨーク支持を表明したとき、リッチモンドシャーは彼のためにいち早く兵を結集した。具体的には1455年、1459年、1460年から61年にかけて、さらには新たに即位したエドワードIVのための、北部での戦争でのことである。ところが1469年と1471年には、リッチモンドシャーはワーウィック・ザ・キングメーカーの下に4回以上も兵を挙げ、エドワードIVに叛旗を翻したのだ。現代の歴史家や年代史家は、リッチモンドシャーの人々が内乱で果たした役割を繰り返し強調してきたが、ワーウィックの「従者」、「側近」、あるいは「仲間」についてはあまり触れてこなかった³⁷。というのも、彼らの間には擬似封建制度に基づく関係以上のものがあって分かっているからだ。リッチモンドシャー、すなわちリッチモンド・カウンティに深く根付いた、古くからの封建的関係が、この地域の結束と絆を強固なものにしていた。それは、国王のために使われた場合でも、国王に向けられた場合でも、実に強大であった。これはPlummerやMcFarlaneはおろか、Hicksが主張したところの「擬似」封建制度とも異なる、イングランドの中世末期においてなお健在の、後期封建制度に他ならなかった。

リッチモンド・カウンティは、イングランドらしい地域とは言えない。北部を代表する地域とも言えないであろう。カンバーランドやノーサンバーランドにも、特にスコットランドとの国境近くに、いくつかの特権領があった。そのうち最も有名なのは、Durhamという王権州である。理論上、ここはリッチモンド・カウンティよりも多くの点で独立と権限が認められていた。リッチモンドとは異なり、Durhamには独自の州奉行がおり、独自の裁判所があった。しかし、領主が司教であり、実質的には国王によって任命されるため、中世も後半になると、リッ

チモンドと同様、王室からの政治的支配を受けるようになった³⁸。現在、ノーサンバーランドの別の特権領について、「イングランド北東部の歴史に関する芸術・文化研究センター」の後援の下、新たな調査が行われている。順調にいけば、この調査によって、後期封建制度の重要性が明らかになるだろう。しかし、14世紀および15世紀のイングランド北部において封建制度が重要な役割を果たしたことは、現在私たちがDurhamとリッチモンドについて持っている知識があれば十分理解できる。擬似封建制度の登場に先立ってその主な特徴が存在したことを証明できるように、擬似封建制度の出現後しばらく経ってから王国の一部には初期封建制度の影響が生き残っていたと主張することも可能である。イングランドにおける後期封建制度を研究する歴史家は、この点に留意するべきではないだろうか。そして初期・後期、また擬似封建制度も含め、イングランドにおける封建制度の時代を通して、リッチモンドの領主ならびにその主だった土地保有者たちは、戦士、官僚、そして貴族という3つの役割を同時に、しかも見事に果たしていたのだ。

注

- 1 Melanie Devine に謝意を表したい。私は、1372年から1425年までのリッチモンドシャーについて氏が作成中の博士論文から、アイデアと資料を拝借させていただいた。その意味で、本稿は氏と私の共著と言える。
- 2 日本とヨーロッパの比較は、2003年3月に開催された日文研の会議におけるディスカッションからとりあげた。イングランド王、Richard IIの統治については、特にSaul 1997, pp. 50-1 (Scrope), 102-5 (Despenser), 108-34, 148-75 and 366-434を参照のこと。Durhamについては、Lapsley 1900 *passim* and Thornton 2000, 83-100を参照されたい。
- 3 騎士の地位については、Keen 1984, *passim* and Kaeuper, 1999, *passim*。
- 4 「封建制度」という表現の妥当性については様々な意見がある。本稿では、便宜上とりあえずこの表現を用いた。
- 5 「擬似封建制度」については、Prince 1933; McFarlane 1945 (1981), pp.161-80 (23-44); McFarlane 1973; Jones および Walker 1994を参照のこと。
- 6 Plummer 1985, pp.15-16.
- 7 McFarlane 1964 (1981), p.238
- 8 Coss 1989; Crouch, Coss and Carpenter 1991; Hicks 1995, *passim*
- 9 Cam 1940 (1963)
- 10 Hicks 1995, 81-4.
- 11 James 1986; Beckingsale 1969; Ellis 1995 and 1999.
- 12 Page 1919, pp.9-17; Mason 1963; Thomas 1994; Pollard 2001, pp.118-19
- 13 Thornton 2000.
- 14 Jones 1970; Goodman 1992, pp.29-32, 185-6.
- 15 Griffiths 1981, 698; Pollard 1990, pp.258-9, 317-18, 321, 327, 370, 372-3, 383; Pollard 2001, pp.117-22.
- 16 British Library, Cotton Faustina B vii, folios 72-132; Gale 1722.
- 17 Archive de Loire-Atlantique, E116; Klin 1995. 私にこの史料について教えてくれ、コピーを貸してくれたMichael Jones に感謝する。
- 18 Klin 1995, pp.2-11.
- 19 Pollard 1989 and 2001, pp.118-1
- 20 Klin 1995, p.78.
- 21 Gale 1722, pp.77-88.
- 22 Gale 1722, pp.81-2; Pollard 1990, p.97-8.
- 23 Gale 1722, pp.78-80; 81-2; 87; North Yorkshire County Record Office, ZJX 3/2/40, 76, 89, 96, 99, 114, 115.

- 24 North Yorks County Record Office, ZJX 3/1/70-116.
 25 Pollard 1990, p.98.
 26 Pollard 2001, p.101.
 27 Emery 1996, pp.303-12, 368-72.
 28 Harriss 1985, pp.86-7, 110.
 29 British Library, Faustina B vii, fo 85v; Gale 1722, p. 28.
 30 Archives de Loire Atlantique, E116, fo 5, 18v; Klin 1995, p.11.
 31 Archives de Loire Atlantique, E116, fo 5; Saul 1997, p.51.
 32 Jones 1970, pp.192-3.
 33 Calendar of Patent Rolls, 1399-1401, p.241; Pollard 2001, pp.117-18.
 34 Hicks 1995, pp.185-200.
 35 Pollard 1990, p.16.
 36 Pollard 1990, pp.128-9; Pollard 1976; Pollard 2001, 51-75.
 37 Pollard 1990, pp.262-3, 271-315.
 38 Pollard 1996; Thornton 2000.

References

Beckingsale 1969

B. W. Beckingsale, "The Character of the Tudor North", *Northern History*, 4 (1969).

Cam 1940

H.M Cam, "The Decline and Fall of English Feudalism", *History*, 25 (1940). Repr in *Liberties and Communities in Medieval England*, Cambridge 1963.

Coss 1989

P. R. Coss, "Bastard Feudalism Revised", *Past and Present*, 125 (1989).

Crouch 1991

D. A. Crouch, P. R. Coss and D. Carpenter, "Debate: Bastard Feudalism Revised", *Past and Present*, 131 (1991).

Ellis 1995

S. G. Ellis, *Tudor Frontiers and Noble Power: the Making of the British State*, Oxford, 1995.

Ellis 1999

S. G. Ellis, "Civilizing Northumberland: Representations of the Tudor State", *Journal of Historical Sociology*, 12 (1969).

Emery 1996

Anthony Emery, *Greater Medieval Houses of England and Wales, 1300-1500: Vol 1, Northern England*, Cambridge, 1996.

Gale 1722

R. Gale, *Registrum Honoris de Richmond*, London, 1722.

Goodman 1992

Anthony Goodman, *John of Gaunt: the Exercise of Princely Power in Fourteenth-Century Europe*, Harlow, 1992.

Griffiths 1981

R. A. Griffiths, *The Reign of King Henry VI: the Exercise of Royal Authority, 1422-1461*, London, 1981.

Harriss 1985

G. L. Harriss, ed, *Henry V: the Practice of Kingship*, Oxford, 1985.

Hicks 1995

Michael Hicks, *Bastard Feudalism*, Harlow, 1995.

James 1986

M. E. James, *Society, Politics and Culture*, Oxford, 1986.

Jones 1970

M. C. E. Jones, *Ducal Brittany, 1364-1399: Relations with England and France during the Reign of Duke John IV*, Oxford, 1970.

Jones and Walker 1994

M. C. E. Jones and S. Walker, "Private Indentures for Life Service in Peace and War", in *Camden Miscellany*, 33. Camden, Fifth Series, 3, 1994.

Kaeuper 1999

Richard W. Kaeuper, *Chivalry and Violence in medieval Europe*, Oxford, 1999.

Keen 1984

M. H. Keen, *Chivalry*, New Haven, 1984.

Klin 1995

Jerome Klin, "L'Honneur de Richmond a la fin du XIVeme Siecle". Maitrise d'histoire dissertation, Universite' de Haute-Bretagne, Rennes, 1995.

Lapsley 1900

G. T. Lapsley, *The County Palatine of Durham: a Study in Constitutional History*, Cambridge, Mass, 1900.

Mason 1963

J. F. A. Mason, "The Honour of Richmond in 1086", *English Historical Review*, 68 (1963).

McFarlane 1945

K. B. McFarlane, "Bastard Feudalism", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 20 (1945); repr in *England in the Fifteenth Century: Collected Essays*, ed G. L. Harriss, London, 1981.

McFarlane 1964

K. B. McFarlane, "The Wars of the Roses", *Proceedings of the British Academy*, 50 (1964); repr in Harriss, ed, *England in the Fifteenth Century*, 1981.

McFarlane 1973

K. B. McFarlane, *The Nobility of Later Medieval England*, Oxford, 1973.

Page 1914

W. Page, ed, *The Victoria History of the County of Yorkshire: the North Riding*, London, 1919.

Plummer 1885

Sir John Fortescue, *The Governance of England*, ed. Charles Plummer, London, 1885.

Pollard 1976

A. J. Pollard, "The Northern Retainers of Richard Neville, earl of Salisbury", *Northern History*, 11 (1976).

Pollard 1989

A. J. Pollard, "The North-Eastern Economy and the Agrarian Crisis of 1438-40", *Northern History*, 25 (1989).

Pollard 1990

A. J. Pollard, *North-Eastern England during the Wars of the Roses: Lay Society, War, and Politics 1450-1500*, Oxford, 1990.

Pollard 1996

A. J. Pollard, 'The Crown and the County Palatine of Durham, 1437-94', in *The North of England in the Age of Richard III*, ed Pollard, Stroud, 1996.

Pollard 2001

A. J. Pollard, *The Worlds of Richard III*, Stroud, 2001.

Prince 1933

A. E. Prince, "The Indenture System under Edward III", in *Historical Essays in Honour of James Tait*, ed J. G. Edwards and others, Manchester, 1933.

Saul 1997

Nigel Saul, *Richard II*, New Haven, 1997.

Thomas 1994

Hugh M. Thomas, "Subinfeudation and Alienation of Land, Economic Development, and the Wealth of Nobles on the Honour of Richmond, 1066 to c.1300", *Albion*, 26.3 (1994).

Thornton 2000

Tim Thornton, "Fifteenth-Century Durham and the problem of Provincial Liberties in England and the Wider Territories of the English Crown", *Transactions of the Royal Historical Society*, sixth series, 10 (2000).

[Abstract]

Late Feudalism in England: The Case of Richmondshire

Anthony POLLARD

University of Teesside

The political and social structure of the north-western European kingdoms in the middle ages was different from Japan. Whereas in pre-modern Japan warriors, courtiers and administrators belonged to separate spheres, in Europe they did not: a great man could be, often needed to be all three, warrior, courtier and bureaucrat. For want of a better word the social structure in which these roles were performed is called feudalism. Late feudalism in England was dubbed 'Bastard Feudalism' in the nineteenth century, on the grounds that it was a debasement of feudalism as it had once been. Debate among English historians in the twentieth century focussed on its characteristics. Little attention was given to the surviving forms of earlier feudalism and their continuing significance, especially in the frontier regions of the kingdom. This paper seeks to redress this imbalance by specific reference to the liberty, or 'county', of Richmond, otherwise known as Richmondshire, in north-west-Yorkshire. It is made possible by the survival of two collections of documents from c.1400 which detail the feudal structure. They, and related material, reveal that in the heartland of the Honour of Richmond the old arrangements still had meaning, ritually, financially, politically and militarily. Those that exercised power in Richmondshire, throughout the later middle ages on behalf of an absentee earl, were warriors and courtiers, and on occasion bureaucrats, whose power was significantly enhanced by their capacity to tap the residual feudal authority of the earl in his liberty.